

『土御門院御百首』 伝本考

山崎桂子

本稿は土御門院（一一九五～一二三二）が建保四年（一二二六）に詠んだ『土御門院御百首』の諸伝本について考察したものである。まず伝本の一覧を示し、諸本の奥書と特徴について述べた上で、それらが甲乙の二系統に分けられることを形態と本文の異同から述べた。更に甲本系が本来的な姿を残し良質な本文を伝えていること、乙本系は書写過程で意味不明になっている箇所が多いことを明らかにした。

〔キーワード〕 土御門天皇、新院、中院、土御門院、定家、家隆、伝本、百首和歌

はじめに

土御門天皇（一一九五～一二三二）は父後鳥羽天皇の譲位により四歳で位に即いたが、十六歳で弟順徳天皇に

譲位し、新院また中院と呼ばれた。在位中もその後も依然治天の君は後鳥羽院であり、実質的な力を持つことはなかった。そのような土御門院の心遣はやはり和歌であつた。時代は『新古今和歌集』成立の白熱から次第に

その余波へと移りつつあったが、順徳天皇の内裏歌壇と後鳥羽院の仙洞歌壇とが併存し、多くの雅事が催されていた。土御門院はそれらとは無縁であったが、生涯に『土御門院御百首』と『土御門院御集』とを残した。『土御門院御集』は承久の変による土佐配流後、すなわち晩年に詠まれた和歌を家集に編んだものであり、既にいくつかの論を発表し考察を加えている。¹⁾

『土御門院御百首』は院二十二歳の建保四年（一一二一六）三月に詠まれた。この詠出年次については検証が必須であるが、伝本のいくつかの端作に「建保四年三月日」とあることに依っている。堀河百首題で詠まれており、恐らく院の初めての百首であつたらう。習作として成したこの百首を、院は藤原家隆に送り批評を乞うた。家隆はそれを暫く手元に置いていたが、翌年四月藤原定家に送った。その時の書状によれば「これを古反古の中から見つけたのだが良い歌のように思う。老いの僻目かもしれないのであなたに吟味して点を付けてもらいたい。但し主のわからぬ歌だから口外は無用に」ということで

あつた。家隆がなぜ一年間も手元に置いたままにしていたのか不審ではあるが、詠出年次と書状の内容とに矛盾は無い。

定家は訝りつつも合点を付し、所々に評詞を加えて行つたが、懐旧題の、

秋の色をおくりむかへて雲のうへになれにし月も物
わすれすな

に至つて作者を悟り驚く。そして「さればこそただ事とも覚えず候ひつるものを……」という裏書と返歌、

あかざりし月もさこそはしのぶらめふるき涙もわす
られぬ世は

を記し、家隆への返事を付けて送り返した。そこで、家隆は自身の感想を認めた文を添えてその百首を院に参らせた。この時の三つの書状が残っており、それによって右のような経緯が判明するのだが、この一件は当代の二歌人定家と家隆が関わったおもしろいエピソードとして人々に受けとられたらしく、『増鏡』『古今著聞集』に「秋の色を」「あかざりし」両歌と共にこの話が収載され、

むしろこちらによって知られることが多い。

『土御門院御百首』の活字本としては『続群書類従』列聖全集『新編国歌大観』があるが、詳細な言及は未だなされていない。現在把握しているところで本百首の伝本は八十本近くに及ぶ。伝本の多さはよく読まれたということであり、それには付随するエピソードが預かっているのだろうが、実は三十年近く前に一度伝本研究を志したものの、余りの多さに投げ出したといういわくがある。その後、国文学研究資料館のデータベースの充実が進み、多大の恩恵に浴するうちに伝本報告自体の意義を見失いかけていたのも事実である。要領よく最善本を見極めれば済むようなものだが、やはり全体の見通しを報告しておかねばという気持も捨て難く、思い立った次第である。

一、伝本一覽

今日までに直接・間接（主として国文学研究資料館の紙焼写真による）に調査し得た伝本は写本五十六、刊本

一の計五十七本である。これらの伝本は基本的には同一系統であるが、大きく二つに分けることが可能である。

以下、甲乙に分け、その中でも更に近い関係のもの同士をまとめて掲げる。その他としたものにも近縁関係を指摘できるものがあるが簡潔を旨として今ふれない。便宜上伝本には①～⑤⑦の番号を付し、簡単な書誌と奥書、特徴を記す。歌順・歌番号は①書陵部蔵梶井宮本を底本とする『新編国歌大観』で示す。伝本が同一機関に複数本所蔵されるもので図書番号が不明なものは区別のためA BCとした。

〔甲〕

後小松院宸筆本系

①書陵部蔵本（151・181）

梶井宮本。外題「土御門院御百首／順徳院御百首」。

合綴本。内題「中院御百首土御門」。奥書「御本云右一

冊以後小松院宸筆令／為畢尤可為証本者也／常徳院殿征

夷大將軍御判」。『新編国歌大観』の底本で解題（藤平

泉氏執筆）は室町後期の写しと見ている。

②書陵部蔵本（伏91）

外題「土御門院御集附家隆定家江遺状」。御集（丙類）に付載。
内題「土御門院御百首」。①と同奥書。

③神宮文庫蔵林崎文庫本（1321）

外題「土御門院／順徳院／御百首」。合綴本。内題「中
院御百首」。奥書「右一冊者両院御百首也依源尚俊／
所望仰或人令書写彼本／後小松院宸筆也尤可為證本
畢／源在判」。

④岡山大学蔵池田文庫本（161）

外題「土御門院御百首／順徳院御百首」。合綴本。内
題「土御門院御百首」。鶯・桜・初恋の歌題を脱す。
書状Ⅲのみあり。③と同奥書。

①～④の本奥書によると、両院百首を一冊とした後
小松院宸筆本があり、義尚が所持していたことがわか
る。①②はその転写本であるが、①は合綴の形態のま
ま写し、②は土御門院百首のみを写して御集に付載
し、本奥書もそれに付けたのである。③④も元本通り
両院百首の形で写されたものだが、宸筆本を広沢尚俊

が所望したので、或人に命じて書写させ、義尚が奥書
を記して尚俊に与えた本を親本として生まれたもので
あることがわかる。

井上宗雄氏^③によると源尚俊は広沢尚俊。「文明十五
年十二月一日、義尚の寵を受けて足利一族の広沢姓を
受け、広沢尚正を名乗った観世彦次郎」ではないかと
されている。義尚主催の歌合作者になったり、自邸で
歌会を催したりしたという。

『実隆公記』文明九年十二月三日、文明十五年九月
四日に、また『後法興院政家記』文明十三年二月の
条々に義尚の命で土御門院御集を書写し献上した記述
が見える。御集とあるが、百首を含むものか等々検討
が必要であるが、これらから義尚は所持する宸筆本な
どを実隆や政家に命じて書写させ、自ら奥書を記して
寵臣に与えたりしていたことがわかる。いずれにせよ
①～④は後小松院宸筆本を祖とする同一系統の本であ
る。特に①は諸伝本の中では書写も古く最善本と目さ
れる。

道晃法親王筆本系

⑤ 歴博蔵高松宮本 A

外題「順徳院百首／中院百首／三体和歌／俊成卿百首」。外題に示す四作品の合綴。内題「中院御百首^{上御門}」。奥書「此一冊四色 聖護院御門跡道晃御自／筆御本令「不読」供／寛永九年壬申正月廿二日如之本令書写畢／御本以外細字殊老筆後覽誤／可被真「不読」主常朝」。

⑥ 書陵部蔵本 (353・868)

外題「三種百首和歌並三体和歌集 全」。⑤と同内容の合綴。内題は「中院御百首^{上御門}」。橋本公綱写。

⑤の奥書によると本百首など「四色」を合写した道晃法親王の自筆本があったことがわかる。道晃(一六一二～一六七九)は後陽西院皇子で聖護院門跡。不読箇所があり何とも言えないが、寛永九年(一六三二)に道晃筆本があったとすると、道晃が二十歳以前に書写した本ということになる。常朝は未勘。⑥は道晃自筆本云々の本奥書を持たないが、合写する四作品が同

様であり、漢字・カタカナ表記、評詞を歌より高く書くなどの特徴を共有し、⑤と同系である。公網の生没は不明だが、橋本家は実村(一五九八～一六六四)・公網・実松(一六七二～一七三二)と相続する。⑥がなぜ道晃筆本の奥書を持たないのかは不明だが、⑤⑥は近接した時期に同一本を親本として書写されたものである。

その他

⑦ 書陵部蔵本 (210・704)

御歌所本。外題「中院御百首」。内題「中院御百首」。歌順を78思・77旅恋に倒す。江戸中期写。

⑧ 神宮文庫蔵本 (三・711・1)

自讃和歌の内。後鳥羽院百首他との合綴。内題「中院御百首」。歌順⑦と同じ。

⑨ 園部教委蔵小出文庫本 (22)

外題「中院土御門御百首」。内扉「土御門院百首定家／家隆両点」。内題「中院御百首 土御門」。奥書「依御所望染筆訖／慶安庚寅／黄鐘中旬 源範英」「元禄

十七年甲申弥生十有四歳而西氏行度写」。歌順⑦と同じ。

⑩佐賀大学附属図書館蔵小城鍋島文庫本(0955・4)

外題「中院御百首」。内題「中院御百首^{土御門}」。

⑪大阪市立大学附属図書館蔵森文庫本(911・13

9・NIE)

刊本。外題「二詠双点土御門院 全」。良経の名所百首との合綴。内題「中院御百首」。刊記「天和三年亥霜月中旬 書林和泉屋五兵衛／大坂木屋八郎兵衛板行」。歌順⑦と同じ。

右のうち⑦⑧⑨⑩は同じ歌順の誤りを共有するグループである。⑩は歌順は正しいが内容的に同系である。⑨は慶安三年(一六五〇)十一月に源範英が書写した本を元禄十七年(一七〇四)に西氏の行度(十四歳)が写したものと、範英・行度とも未勘。刊本は⑪の他に刈谷市立図書館蔵村上文庫本(1668・1・3甲五)があり、同一版である。⑦の御歌所本をもとに版行されたものか。

⑫書陵部蔵本(265・1105)

百首和歌集成の内。後鳥羽院・順徳院・後土御門院の百首との合綴。内題「中院御百首」。日野資矩自筆。

⑬稲賀敬二先生蔵本

外題「土御門院百首」(題簽剥落後のもの)。内題「中院御百首」。⑫⑬は同系である。両本は末尾の書状を持たないが、「家隆定家之書状等雖有之今略之物也」としており、本来あったことがわかる。

⑭市立米沢図書館蔵本(911)

外題「土御門院御百首全」。内題「中院御百首」。

⑮彰考館蔵本(巳14・07358)

百首部類全三冊の第二冊。仙洞句題五十首他との合綴。内題「中院御百首」。書状Ⅲのみあり。

⑯国立公文書館蔵内閣文庫本(201・345)

外題「土御門院御集」。御集(甲類)に付載。内題「御百首御詠」。奥書「此御集以勅本令比较畢／尤可為正本者也／永禄八年乙丑年／仲秋念三／正二位民部卿藤原為益判」を持つが、これは御集(乙類)の奥書であ

り不審である。比校に用いた御集（乙類）の奥書を百首の後に取り込んだものかと思われる。

⑰ 歴博蔵高松宮本 B

外題「天正五年五十首和歌」。天正五年五十首他との合綴。内題「中院御百首^{土御門}」。

⑱ 神宮文庫蔵林崎文庫本（3・1320）

外題「土御門院御集 全」。御集（丙類）に付載。内題「土御門院御百首」。25菖蒲の題と歌を欠く。歌順を41菖萱・40薄、99無常・98述懐に倒す。

⑲ 陽明文庫蔵本 A

外題「土御門院御百首」。内題「中院御百首 土御門」。冒頭に裏書・書状を付ける。

⑳ 篠山鳳鳴青山蔵本（911・21・1）

外題「土御門院御製集」。御集（丙類）に「従是奥之百首以別本亦重而書／加者也」として付載。内題「中院御百首」。

㉑ 岡山大学蔵池田文庫本（貴・31）

外題「括歌集^全」。括歌集は本百首他四作品を収める。

内題「中院御百首土御門院御製也」。

㉒ 徳島県立図書館蔵森文庫本（W911・1ミチ）

外題「中院御百首」。内題「中院御百首」。評詞・裏書・書状を持たない。奥書「右之本ハ／久世中将殿通俊自筆御本写／朱點九十二首在と書被候共九十四首也本ノ儘写／延寶三乙卯歳六月九日書之也／山田氏橘宗名」。久世氏は村上源氏久我家の庶流で羽林家。通俊（一六二五〜一六六九）は初め益道、通式の子。その自筆本を延宝三年（一六七五）に書写したという橘宗名は未勘。通俊と同時代人で宗偏流の開祖である茶匠山田宗偏（一六二七〜一七〇八）に繋がる人物かと思われるが不明。

〔乙〕

足利義視筆本系

㉓ 三手文庫蔵本（午・200）

遠所御抄・七玉集との合綴。内題「土御門院百首御製」。本百首の後に「大智院殿義視公乃真跡の書もて／これをうつし畢 賀茂氏判」、一冊の末尾に奥書「老

筆は、かりありといへどもいなびがたく令書写畢／元
禄七戌曆正月中旬 六十八歳。

②④山口県立山口図書館蔵本（89）

遠所御抄・七玉集との合綴。内題「土御門院百首御製」。②③の「大智院殿……賀茂氏判」の本奥書を持つ。

②⑤佐賀大学附属図書館蔵鍋島文庫本（0955・3）

外題「土御門院和歌御會」。内題「土御門院百首御製」。

74初遇恋・73不遇恋に順を倒す。本奥書②④に同じ。

②③②④②⑤は部立を記さない点、96に裏書を記し、末尾

に短い要約文「家隆卿定家卿もとへ少人哥とて被遣畢云々」を付ける点が共通する同系統の本である。②③②④

②⑤の本奥書によると足利義規筆本の土御門院百首を賀茂氏が書写した本があり、これらはその転写本である。

②③②④は遠所御抄・七玉集と合写された形の親本を間に想定してもよいだろう。②③は元禄七年（一六九四）

六十八歳某の書写である。

この他に平成三年東京古典会に出品された足利義規筆本があることを付け加えておきたい。但し、これは

②③②④②⑤のような奥書を持つわけではなく、極札（琴山）

によるものである。同入札目録掲載の写真と解説によると、内外題とも「中院百首御詠」。合点・評詞あり。

書状はなく要約文を持つ。書写も良さそうである。確かなことは言えないが、次の②⑥に近い本のような印象である。

その他・一

②⑥宮城県立図書館蔵伊達文庫本（伊・911・248・18）

外題「土御門院御百首／順徳院御百首」。合綴本。内題「中院御百首」。順徳院百首の後に奥書「這御百首以為定重相之真跡書写之／遂校合畢雖然為古本之間虫喰等／相交不審不審也／延宝三年正月廿六日」。この奥書は合綴されている順徳院百首に付けられたものである。 「兩御百首」とせず「這御百首」として

おり、「虫喰等相交不審不審」という痕跡も土御門院百首本文には見られないからである。従って二条為定筆本は順徳院百首だけを指すかと思われるが、乙の中

では良質の本文を持っており、尚存疑としておきたい。延宝三年（一六七五）は両百首の書写年と見てよからう。

その他・二

⑳国立公文書館蔵浅草文庫本（201・531）

長綱百首・藤河百首と合綴。外題「土御門院御製」。

内題は「土御門院百首御製」。奥書「本云 文明第十二

二曆林鐘十月於江州甲賀郡柏木郷書写之但此本不審之

事等在之以證本可直付者也 葉守神主甲可宿祢永賀」。

永賀は未勘。

㉑家郷隆文氏蔵本

入道左府五十首・智仁住吉法楽百首と合綴。外題「土

御門院御百首」。内題「土御門院百首御製」。16董を脱

す。㉗と同奥書を持つ。㉗㉘は文明十二年（一四八〇）

書写本の写しである。

㉒歴博蔵高松宮本C

外題「土御門院御百首」。内題「土御門院百首御製」。

㉓神宮文庫蔵林崎文庫本（1322）

外題「土御門院百首御製」。内題「土御門院百首御製」。

奥書「此一冊為赤松下総守 秋忠染／愚筆者也／永正

十四年五月中旬／権大納言藤判」。奥書「承應四歲初

春上旬書之」。本奥書中の永正十四年（一五一七）に

藤氏の権大納言は七人いるが、赤松下総守秋忠と共に

未勘。それを承應四年（一六五五）に書写したもの。

㉔名古屋大学附属図書館蔵神宮皇學館文庫本（911・

148）

外題「土御門院百首御製」。内題「土御門院百首御製」。

合点を歌頭と下句の頭に付けるのが特徴。奥書「右此

書は稀に求出書写之努々不可有他見而已／天和三癸亥

閏五月廿九日書之」。これによると天和三年（一六八

三）の書写。

㉕熊本大学附属図書館蔵北岡文庫本（107・36・6）

順徳院百首との合綴。外題「百首和歌 土御門院／順

徳院」。内題「詠百首和歌 土御門院御製」。奥書「借

也足軒御本書写亦同之／加一校者也／幽斎玄旨（花

押）。幽斎が也足軒（中院通勝）本を借りて書写した

ものである。

③九州大学附属図書館蔵細川文庫本（12・2・544

ツ6）

外題「土御門院御百首」。内題「土御門院百首御製」。

③4うもれぎ文庫（高橋伸幸氏）蔵本

外題なし。内題「土御門院百首御製」。合点なし。部

立名「恋」と81（85（二丁分）を脱す。奥書「城「二

字不読」小倉山於陰處染筆行年六拾二歳夏」とあるが、

不明。

③5古書目録掲載本

目録解説と掲載写真部分による。内題「土御門院百首

御製」。一冊。江戸中期頃上写本。奥書「「二字不読」

誠小倉山陰處染筆／行歳六十二歳夏」があり、③4と同

奥書である。

その他・三

③6書陵部蔵鷹司城南館本（鷹351）

外題「土御門院御製」。内題「土御門院御詠百首」。47

霧・46露、75後朝恋・74初遇恋に順を倒す。

③7書陵部蔵本（266・453）

外題「土御門院御詠百首」。内題「土御門院御詠百首」。

鷹司政通写。③6と歌順や誤写が共通するところからみ

て③6を政通が書写したものと思われる。

③8陽明文庫蔵本（近・14・39）

順徳院百首他との合綴。外題「順徳院／土御門院 百

首御製」。内題「土御門院御詠百首」。1の歌題「立春、

部立名「恋」を脱す。

③9陽明文庫蔵本（近・リ・40）

順徳院百首との合綴。外題「両帝百首御製」。内題「土

御門院御詠百首」。歌題や部立名を落とす点など③8と

酷似している。奥書「両帝之百首依御所望以所持本以

老眼秃筆／謹写之／甲寅後文月廿二日（花押）。安

政元年（一八五四）に近衛家某が③8を書写したものと

わかる。

その他・四

④0陽明文庫蔵本（55・199・3）

外題「土御門院御集」。御集（甲類）に付載。内題なし。

④1陽明文庫蔵本(55・199・4)

外題「土御門御集」。御集(甲類)に付載。内題なし。

④0と非常に類似しており、正本副本的關係。

④2彰考館蔵本(巳14・07341)

順徳院百首・田上集・金槐集との合綴。内題「土御門院百首」。合点なし。41苜萱・43荻・44初雁・42蘭に順を乱す。

④3彰考館蔵本(巳14・07340)

外題「土御門院百首全」。内題「土御門院百首」。一丁表端作に「以雒陽之書肆林白水之本謄録」の紙片を貼る。林和泉掾時元(二七〇四没)本の写し。歌順を乱すところなど④2と酷似し、或いは時元本とは④2をさすか。

④4書陵部蔵本(210・667)

外題「土御門御製」。内題「土御門院百首」。3霞・14呼子鳥の題を脱す。奥書「右者従雅翁借来於江府／宝永三戌夏氏朝写(印)」。雅翁は飛鳥井家の人物か。宝永三年頃「翁」と呼ばれるにふさわしい人物を同家

周辺に求めるも決せず。氏朝は未勘。

④5書陵部蔵本(266・4)

待需抄五所収。内題「土御門院御百首」。

④6高岡市立図書館蔵本(911・1・18・1)

新編和歌叢書第一卷所収。順徳院百首他との合綴。内題「土御門院百首御製」。部立を記載せず。順徳院百首の後に奥書「元禄八年九月上浣如本遂写功訖 心覚子」がある。これは土御門・順徳両百首に付いたものと思われる。心覚子は未勘。

④7三手文庫蔵本(申・246)

外題「土御門院御集 全」。御集(甲類)に付載。内題なし。

④8佐賀大学附属図書館蔵鍋島文庫本(0954・13)

外題「土御門院御集」。御集(甲類)に付載。内題なし。

④9伊達市立開拓記念館蔵本

外題なし。内題「土御門院百首御歌」。部立を記載せず。奥書「寛政七年菊月三日／於亥冬庵處／尊井書」。尊井は未勘。本文が特に④6と近い関係にある。

⑤④書陵部蔵本（266・200）

「歌消息」所収。後成述懐百首他との合綴。内題「新院御百首／土御門院」。42蘭・41菫萱に順を倒す。本奥書「享保十四巳酉閏九月十三日写畢 宗晃花押」。奥書「従光政卿許借本□朝子執筆 癸丑初夏 花押」。宗晃（未詳）書写本を光政卿が所持しており、それを借りて朝子（未詳）が嘉永六年（一八五三）に書写したものの。光政（一八一二～一八六三）は「烏丸光政歌道消息」七冊（書陵部蔵）の著者である。本書の「歌消息」なる書名からして、それを借りて書写したものとと思われるが、「烏丸光政歌道消息」に本百首を所収するかの確認はできていない。或いは書状ⅠⅡⅢの^みを指すか。

⑤⑤書陵部蔵本（506・63）

外題「土御門院御集」（靈元天皇宸筆）。御集（甲類だがA歌群のみ持つ形態）に付載。内題なし。部立を記さない。40薄・43荻・42蘭・41菫萱・44早雁、67鷹狩・66神楽に順を倒す。

⑤⑥書陵部蔵本（453・2）

続群書類従三八六所収。後鳥羽院百首・順徳院百首との合綴。内題「土御門院百首／新院詠百首」。2子日
 5若菜、58霜を脱す。評詞は意味不明箇所が多く良
 い本文ではない。

⑤⑦今治市河野美術館蔵本（351・890）

外題「土御門院御製^{百首}」。内題「土御門院御製^{百首}」。合点なし。奥書「天文四年正月廿五日／左近衛権少将藤臣^{在判}」。左近衛権少将は未勘。

⑤⑧鹿児島大学蔵玉里文庫本（地6・2083）

順徳院百首他との合綴。内題「土御門院御製百首」。12春駒・11春雨、19款冬・18藤、100祝・99述懐に順を倒す。

⑤⑨蓬左文庫蔵本（129・61・13）

外題「阿波院百首御製」。内題「阿波院百首御製」。評詞なし。秋・冬・恋の部立名を落とす。奥書「あすか
 いかゑいきやうにかりてうつしをくもの也あなかしこ
 まどのほかにいだされまじく候字どもにおぼつかなき

ところお、く候へ共ほんのごとくうつしをき候也」とある。「か多いきやう」は飛鳥井雅永（雅縁二男）のことか、すると室町前期に遡るものとなるが、尚存疑。

⑤⑥名古屋大学文学部蔵小林文庫本（911・147・T

u）

外題「土御門院御百首 付百首詠二品」。忠度百首・

沢庵百首との合綴。内題「土御門院御百首」。評詞な

し。奥書「慶安元年戊子仲冬吉辰書之」。

⑤⑦彰考館蔵本（巳10・07150）

外題「笈の底土御門院御製」。前半に「笈の底」（続歌仙落

書）、後半に本百首を収める。内題「土御門院御製」。

23葵・73不逢恋・83竹を脱す。この本は合点・評詞等

無く歌のみである。歌のみを収集するという意図で書

写されたのではないかと思われ、扱いを別にすべきも

のである。考察が煩雑になるのを防ぐため、この本に

ついては以下除外して述べる。

二、形態的特徴と異同

甲乙の形態的特徴の共通点と相違点を項目ごとにとまとめると次のようになる。

・合点 甲乙共に定家（朱）と家隆（墨）の合点（片点と諸点）を基本的に持つ。持たないのは甲では⑧、乙類では③④⑤⑥⑦である。⑧は端作に両卿の合点数を記しているにもかかわらず本文には合点が無い。このような点から見て合点を持たないのは省略によるものと考えられる。合点を持つ本も実際の状況は様々で諸点のないもの、朱のないものもある。

合点は、家隆から定家宛の書状に「能くく御覧じわけて御点申請くべく候、片点諸点いますこしのこと大切候也」とあることによる。また「御目とおろかなる目とは事の外の相違候はねば」とも記しているから、まず家隆が合点を付した上で、それを定家に送ったものと思われる。

・評詞 甲乙共に定家の評詞を基本的に持つ。持たないのは甲では②、乙では⑤⑥であるが、いずれも省略によるものと考えられる。評詞は全歌に付いているわけでは

なく、ある歌とない歌がある。後半はない歌が多い。評詞は家隆から送られて来た詠草の歌と歌の間に直接書き込まれたのであろうが、書写される際は歌の後や歌題の下などに写されている。

・裏書と書状 裏書は定家が96懐旧題で御製であることに気づいて記したもので「さればこそただごともおおほえず候ひつるものを……」というものである。評詞と同様に96の歌間に書き込まれてもよかつたのだが、余裕が無かつたため裏書されたのであろう。現存諸本では96の歌の後に書写されたり、百首の末尾に「定家卿裏書云」として書写されている。

書状は前述のような本百首成立の経緯を伝えるもので次の三通がある。呼称は後人が付けたものである。今、書状Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとする。

家隆卿定家卿のもとへ遣はす状↓書状Ⅰ

定家卿返事↓書状Ⅱ

家隆卿中院へ参らす御文↓書状Ⅲ

書状ⅡⅢはかなりの長文である。家隆は定家から返つて

来た百首に書状Ⅲのみを付けて院に参らせたのであろう。書状Ⅲでは書状Ⅰ・Ⅱの経緯・内容には何ら触れられていないが、定家の点や評詞、裏書を院が見ればわかることであり、宛所の違う書状Ⅰ・Ⅱをも併せて院に参らせたりすることはあり得ないであろう。

さて、甲は96には何も記さず、百首末尾に「定家卿裏書云」として裏書を付け、その後に書状ⅠⅡⅢを付載するのが基本的な形である。例外的に裏書を持たないのは⑪⑫⑬⑭⑮⑯の三本である。そして甲で書状ⅠⅡⅢを持つのは①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒であるが、このうち⑫⑬は「家隆定家之書状等雖有之今略之物也」と記しており、もとは付載していたことを窺わせる^①。従つて他も省略によるとみてよからう。特殊なものでは④⑤が書状Ⅲのみを付載する点が注目される。

これに対して乙は基本的に書状を持たず（⑤のみ例外的に持つ）、経緯を短く注記、または要約文にして付ける形である。裏書との関係でそれらの付けられ方は次の

ようなA Bに整理できる。

A、96に裏書を付け、末尾に「家隆卿定家卿もとへ

少人哥とて被遣畢云々」と短く記すのみ。

B、96に裏書を付けず、末尾に裏書を含んだ内容の

要約文をつける。

Aに属するものは②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の十本であるが、このうち③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の十本であるが、定家の許へ被遣云々、⑤④は「右一百首 両卿之方エ小人之哥トテ點作ヲ需メ玉エシト云々」などと若干内容に誤りがあるものもある。

Bに属するものは②⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の二十本で大勢を占める。要約文は概ね「此御歌を宮内卿家隆のもとへつかはして点を被合点に、やがて治部卿定家のもとへつかはして、おさなき人のよみたるとして……懐旧の御歌の時、すひして裏書にいはいく、さればこそたゞ事とはおほえず……懐旧の御歌御返し／定家／あかざりし……勝てよき御歌には諸点よきは……家隆の点は墨 定家の点は朱 朱点七十一内長十三 墨点九十六内長三十一」(諸

本で小異あり) というものである。96に「これをもちてすでにあらはれ候又おくにしろしつけ候」と注記している本もある。

この他A Bを取り合わせた形態の⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿があるが内容が重複しており不自然である。異本を取り入れたことによるものだろう。

・歌順 甲は全て雑部の歌順を94田家・95山家とするが、乙は95山家・94田家とする(但し②⑥と④⑨のみ例外で田家・山家とする)。堀河百首題では山家・田家とあるべきところだが、甲乙が二類に分かれる大きな特徴である。

・内題 甲は「中院御百首」とする(例外は②④⑥⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)のに対して、乙は「土御門院○○」とする。○○には、百首御製・百首・御百首などと続くが基本的に土御門院を冠する(例外として、御集に付載する形態の百首で、内題なしが五本、中院・阿波院・新院が四本)。土御門院は没後の諡号であり、中院は順徳天皇の讓位後、三院になった時の呼称である。本百首が詠まれた建保四年は

新院と呼ばれていた時期であるが、原本にこのような内題（端作）があつたわけではなく、書写時に付けられたものであろうから、書写時の呼称を反映しているのかもしれない。

・端作 冒頭で述べた本百首の詠出年次を示す「建保四年三月日」を持つのは、乙の内の④②④③⑤④⑤②⑤③⑤⑥のみであり、甲は持たない。これを端作ではなく末尾に注記する本もあるが、これは稿を改めて成立の問題として論じた。

三、本文の異同

本文の異同で甲乙のメルクマールとなるものを歌と評詞に分けていくつか上げておきたい。本文は甲の①書陵部藏梶井宮本を底本とする『新編国歌大観』によって掲出し、乙の異文を示す。

まず和歌本文の例をあげる。

19 波かくる井手の山吹さきしよりをられぬ水になくか

はづかな（款冬）

末句を乙は「かはづなくなり」とする。本文の優位はいずれとも言い難いが、乙のうち半数の伝本は第四句を「氷らぬ水に」とし不審である。「をられぬ水」は「春ご」とになるる河を花と見てをられぬ水に袖やぬれなむ」（古今集・四三・伊勢）によるもので、花と見立てた河の水は手折ろうにも手折れず、袖が濡れるというのが本来の発想であるが、この歌では「をられぬ水」の必然性が希薄である。

31 夏くればふせやくゆる蚊遣火のけぶりも白し明け

ぬ此夜は（蚊遣火）

初句を乙は「夏なれば」とする。「夏なれば」は説明的で、甲の本文が良いだろう。

34 秋やとき月やおそきとやすらへば岩もる水に夢もむ

すばず（泉）

第三句を乙は「やすらはん」とする。やはり甲の本文が優位に立つ。

49 あふ坂やゆく旅人のあづさ弓けふやひくらん望月の

駒（駒迎）

末句を乙は「桐原の駒」とする。甲の内二本(⑨⑩)が例外的に「桐原の駒」とするものの、甲乙の本文がはっきりと対立する箇所である。「ひく」が縁語と掛詞になつており、望月でも桐原でも不審はないのだが、この歌は貫之の「逢坂の関の清水に影みえて今や引くらん望月の駒」(拾遺集・一七〇)を本歌としており、望月の駒がふさわしいだろう。望月の方が弓の縁でもある。

60 吉野山けふふる雪やうづむらん入にし人の跡だにもなし(雪)

第二・三句を乙は「けさふる雪やつもるらん」とする(②⑥)のみ「けさーうつむ」。

67 ならしばや枯葉のうへに雪ちりて鳥だちの原にかへる狩人(鷹狩)

乙は第二句を「枯葉のすゑに」とする(②⑥④⑤③のみ「うへ」。「うへ」と「すゑ(へ)」は誤写の可能性もあるが、甲の本文が本来的なものであろう。

74 新枕契をかはず草の葉にたがなからひの露のおくらん(初逢恋)

乙は第二句を「契をむすぶ」とする。

81 かたしきの涙の数にくらべばや暁しげきしぎの羽がき(暁)

第三句を乙は「くらべても」とする。ここは「ばや」とするのが常套だろう。暁しげきものとされている鳴の羽掻きよりも、片敷の涙の数の方が多いというのが歌意であらうから、「ても」では涙の方が少なくなってしまう。ただ、雑部の暁題なのに、甲の本文だと恋の歌になってしまう恐れはあろう。

85 あしたづのつばさに霜やさむからしさ夜もふけぬのうらみてぞなく(鶴)

甲の「ふけぬのうら」を、乙は「ながみのうら」とする(④⑤③のみ「くもぬの浦」)。歌枕が掛詞になつており、乙の「長い」でもよさそうだが、やはり夜が「更ける」の甲がよからう。

以上のうち19 31 34 74 81 85は一本の例外もなく甲乙がきれいに分かれる異同である。本文としては甲の優位性が認められる。

次に評詞についてみると、評詞は諸本で異同が多く複雑な様相を呈している。評詞の有無について示せば、少数の例外本はあるものの大勢は次のようになる。歌番号で示す。

甲にはあるが乙にはないもの ↓ 12・21・25・31・

36・68・71・83

乙にはあるが甲にはないもの ↓ 15・19・24・33・

59・75

なぜこのような有無が生じたのかはわからない。甲乙双方にある評詞は表現が多少違うもののほぼ同内容である。

評詞の上で甲の本来性が指摘できる例をあげてみよう。

竹

83 呉竹の夜わたる月の影ぞもる葉分のかぜや雲はらふ
らむ

いつも御景色あしき事にて候へばよも御さたは候はじ、石床留洞風空拂、玉宴抛林鳥独啼、

苔

84 むかしたれすみけん跡の捨衣いはほの中に苔ぞのこ
れる

烟霞無跡昔誰栖、あなめでた、文時再誕景、
最殊勝候

右は 83 84 の評詞の状況を甲でそのまま掲出したものだが、83 の評詞のように見える「石床」以下は、本来 84 に付くべき詩句である。定家がこれを書き込んだ時、余白の関係で前後に分けて書かれていたのだろう。甲の親本はそのまま分けて書写してしまったものと思われる。甲の中には付き方を正して「石床」以下を 84 の後に書写したのもある (②⑮⑯⑰⑱⑳)。

一方、乙は 83 の評詞「いつも御景色あしき事にて候へばよも御さたは候はじ」を持たず、評詞の付き方を正して「石床」以下を 84 の後に書写し、更に漢詩句に「桃李不言春幾暮」を補入している (但し数本の例外がある)。ここは菅原文時の詩句の引用であり、「桃李不言春幾暮」の入った乙の方が正確のだが、本来的には甲の本文

だったのではなからうか。定家は行間に評詞を書き込んだので余白がなく、84歌が直接的に典拠とする詩句の部分だけを引用していたのだが、乙の親本の書写時に位置を正した上、詩句が補われたと見たい。逆の、整備された形態の乙から甲の形態に書写されたとは考えにくいからである。ただ、なぜ「いつも御景色あしき事にて候へばよも御さたは候はじ」を乙が持たないのかはわからない。この評詞の意味するところについても疑問があるのだが今はふれない。

甲の優位性と乙における多くの異文の発生を示す例を次にあげる。

1 朝あけの霞の衣ほしそめて春たちなる、あまの香具

山（立春）

本歌の心を見るべし、姿詞およびがたし、
真実く殊勝目もくれ候

評詞は冒頭「本歌の心を見るべし」と持統天皇の本歌を指摘している。ところが、乙はこれを「此歌の心を了簡するに」などとする。これは親本に「可見本歌心」(49)(50)

の如く漢文で書かれていたためと思われる。それが読めなくなり、「つらみ本歌心」「み」をミとするので「つらみ」としか読めない(23)(25)になり、一方では、
可見↓了見↓了簡(36)(39)(49)となった。これが「此(本)歌の心を了見(簡)するに」(27)(35)(40)(41)(44)(48)と書き下され、また仮名で「本歌のころをれうけんするに」(42)(43)(51)(53)(54)と書かれるに至ったのであろう。甲はすべて右掲のように仮名で書かれており、異文は一つもない。伝本を調べる際、冒頭のこの判詞で甲乙が判断できる格好の指標の一つである。

次に乙の中では足利義視筆本系と伊達文庫本(23)が比較的良い本文を持っていることを示す例をあげる。

75 わすれめやおも影さそふ在明の袖にわかる、よこ雲
の空（後朝恋）

この歌に(23)(26)は、

A、数くよめるよこ雲もこれはよく候へば偏頗候歎
という評詞を付ける。定家自身の「峰に別る、よこ雲の

空」を始めとし、新古今期に多く詠まれ過ぎた感のある「よこ雲」という表現に対して言ったもので、「偏頗」はえこひいきの意であろう。ところが同じく乙の九本(27)〔34〕(44)は、

B、きぬくはとがめ候有明のことも是はよく候しかば

という評詞を付ける。後朝の歌に有明を詠むのは咎めるべきことなのだが、と言っていると解されるが、この内容の真偽はよくわからない。AとBの関係についてはAからBが生まれたのではないかという気がするのだが。

乙の右以外の本はA Bを取り合わせたかたちで意味不明になって行く。「前にとがめし有明もこれはよく候へば偏頗候」(36)〔39)や「朱せんにとがめ候有明のこと……」(42)〔43)、朱は朱書が本文化されたものか)「さきく(さ

まぐく)はとがめ候有明の……」(46)〔50)〔51)〔53)である。これらの本は末流本ということである。乙は大半の二十四本がこのような評詞を付けるのである。

しかし、乙でもここに評詞を付けない本(40)〔41)〔45)〔47)〔48)

(49)〔52)がある。疑念を抱きつつも書写する場合もあるだろうが、意味が不明になった評詞を除いたということも考えられるだろう。また、甲の大半十七本はこの歌に評詞を付けないが、付ける本(5)〔6)〔9)〔10)〔19)もあり、それらはBのような評詞をつける。従ってこれらの甲はBの評詞を持つ乙本を異本として校合し、取り入れて行ったのではないかと思われる。すると、本来的には甲はこの歌の評詞を持たず、乙はA本文の評詞を持っていたのではなからうか。

おわりに

右に述べたことをまとめると次のようになる。

・ 現存伝本は基本的には同一系統であるが、甲乙二系に分けられる。

・ 甲は本来的な形態を残し、本文も優れている。基本的に、合点・評詞・裏書・書状ⅠⅡⅢを持つ。中でも書陵部蔵梶井宮本が後小松院宸筆本系の善本である。

・ 乙は甲の書状ⅠⅡⅢを省略して要約文にした本を祖と

して生まれたものである。乙の中では足利義視筆本系と宮城県立図書館蔵伊達文庫本が良質な本文を持っている。

・評詞部分は甲乙で異同が大きい。しかし、乙内の異同は意味不明のまま転写されたことによるものが大半である。

甲の優位性は確かだが、甲から生まれた乙がなぜ誤写とは思われぬような和歌本文の異同を持っているのか、不審は残る。評詞についても甲乙間の大きな異同がなぜ生じたのか。評詞が行間に書かれていたため読みとりにくくなり推測（補足）しつつ書写されたり、漢文表記を讀み下して書写されたりした、或いは「めでたく候」など書写時に恣意的に入れられることもあったか、と思われる。いずれにせよ、乙の祖本は甲とはかなり離れた位置にあるように思われる。

最後に、今回報告した五十七本の他に注目される伝本を二つ付け加えておきたい。一つは『玉英堂稀観本書目』二四八号（一九九九年五月、二六四号にも再掲）に掲載

されたものである。毎日新聞紙上にも「定家の直筆写本発見」と大きく報道され、話題となった。目録には多くの丁が写真で掲載されており、手中にすることはもとより叶わぬ高直であるが、許されれば考察を試みたいと思わせる。この本が注目されるのは定家様の書写であることはもちろんだが、評詞が歌の間に（非常に読みにくいのだが）書き込まれていて、定家が評詞を付けた時の姿を彷彿とさせる点である。なるほど定家が手控えに急ぎ書き写したのかと思われる逸品である。

もう一本は大阪青山短期大学に蔵されるものである。平成八年四月廿日に行われた同大学の稀観古典籍展示会の書目解題（伊井春樹氏執筆）によると、内題を「百首歌合」とし、合点・評詞・裏書・書状の無い歌だけの本であるという。伊井氏は「家隆や定家の手を経る以前の姿を残すのではないか」とされており、興味深い。

本百首がどこから坊間に流れたか、書状ⅠⅡⅢを付載するものは、それらすべてを持ち得た家隆の手控えからであることは間違いない。書状Ⅲだけを付載するものは

土御門院のところからの可能性もある。また、書状を付載しないものは、省略されたか、もともと無かったかである。今回報告した伝本は前者によるものと考えられるが、もし後者とすれば、定家も控えをとっておいたに違いないから出所に想定され得ることになる。そのような意味でこれらの本はまことに貴重なものと言わざるを得ない。

注

- (1) 『土御門院御集』伝本考（『国語国文』61巻7号、平成四年七月）など。本論で言う『土御門院御集』の伝本分類（甲乙丙）はこの拙稿による。
- (2) 本百首は順徳院百首と合綴の伝本が多く、順徳院百首については唐沢正実氏の『順徳院御百首』の伝本について（『語文』第五九輯、昭和五九年五月）がある。唐沢氏もこの奥書に言及されている。
- (3) 『中世歌壇史の研究室前期』（昭和五九年六月、風間書房）
- (4) ⑩のみ96に裏書を付け、書状を付載しない。そのかわり要約文をつけるなど後述するこの特徴を持つが、裏書と要約文が重複し不自然である。異本を取り入れたためと思われる。

付記

※本稿を成すにあたり、清水勝先生の教示を仰いだところがある。清水先生は本年度で御退職となられる。記して御高恩に感謝したい。

※本研究の一部は平成十八年度志學館大学特別研究費の交付を受けて成ったものである。大学当局に御礼申し上げます。